



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年 3月13日 火曜日 第2957号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 130

告 示

落札者等の告示..... (情報政策課) ... 131

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 131

土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ... 131

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (") ... 132

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... 136

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (") ... 136

指定障害児通所支援事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 136

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 137

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 137

道路の供用開始（一般国道494号）..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 139

医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 139

指定医師の所在地の変更..... (") ... 140

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 140

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第2号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助の条件)</p> <p>第2条 知事は、第1条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 総合支援資金等貸付事業若しくは要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業を廃止したとき、補助金の交付の対象となる事業の全部若しくは一部を実施する見込みがなくなつたとき、又は貸付資金の額が過大であると認められるときは、別に定めるところにより、補助金（事務費を除く。）を返還すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>不動産担保型生活資金の貸付基準</p>	<p>(補助の条件)</p> <p>第2条 知事は、第1条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 総合支援資金等貸付事業又は要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業を廃止したとき</p> <p>_____は、別に定めるところにより、補助金（事務費を除く。）を返還すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>不動産担保型生活資金の貸付基準</p>

<p>1～4 省略</p> <p>5 貸付利子</p> <p>(1) 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>6～15 省略</p>	<p>1～4 省略</p> <p>5 貸付利子</p> <p>(1) 各単位期間（初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間をいう。以下この表において同じ。）中の貸付金の総額ごとに、当該単位期間の最終日（当該単位期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付けの停止の日）の翌日から当該貸付金の償還期限までの間の日数に応じ、計算して付するものとする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>6～15 省略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第224号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県庁内LANシステムサーバ機器等の借入れ一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年2月9日	西日本電信電話株式会社 愛媛支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番	22,896,000円 (月額)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第225号

平成30年2月2日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大 政 邦 夫	愛媛県伊予郡松前町大字中川原921番地	愛媛県伊予郡松前町大字大間字小ノ町519番1ほか3筆	5,415
合同会社 ファーム・尾崎	愛媛県四国中央市土居町上野甲1674番地1	愛媛県四国中央市土居町上野甲1366番ほか7筆	3,330
農事組合法人 たいよう農園	愛媛県大洲市野佐来162番地20	愛媛県北宇和郡松野町大字吉野2223番地1ほか28筆	33,160

2 認可年月日

平成30年 3月 5 日

○愛媛県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水川 203 - 1091	宇和島市本川内 (次の図のとおり)	土石流
金山川 482 - 1378	宇和島市三間町成家 (次の図のとおり)	土石流
下金山川 482 - 1379	宇和島市三間町成家 (次の図のとおり)	土石流
日ノ谷川 482 - 1401	宇和島市三間町古藤田 (次の図のとおり)	土石流
下是延川 482 - 2094	宇和島市三間町土居垣内 (次の図のとおり)	土石流
南是能川 482 - 2102	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流

下古畑川 482 - 2110	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流
--------------------	-----------------------	-----

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
天神 203 - I - 20 04(1)	宇和島市天神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	天神 203 - I - 20 04(1)	宇和島市天神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本川内 b 203 - I - 15 3(2)	宇和島市本川内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本川内 b 203 - I - 15 3(2)	宇和島市本川内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本川内 18 - 2 203 - II - 91 (1)	宇和島市本川内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本川内 18 - 2 203 - II - 91 (1)	宇和島市本川内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本川内 18 - 4 203 - II - 93 (1)	宇和島市本川内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本川内 18 - 4 203 - II - 93 (1)	宇和島市本川内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂下津 27 - 2 203 - II - 13 8(1)	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坂下津 27 - 2 203 - II - 13 8(1)	宇和島市坂下津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地 1 - 1 482 - II - 1 (1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 1 - 1 482 - II - 1 (1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地 1 - 2 482 - II - 2 (1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 1 - 2 482 - II - 2 (1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地 1 - 7 482 - II - 2 (2)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 1 - 7 482 - II - 2 (2)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地 1 - 8 482 - II - 3 (2)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 1 - 8 482 - II - 3 (2)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

音地 1 - 11 482 - II - 4 (2)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 1 - 11 482 - II - 4 (2)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地 1 - 5 482 - II - 5 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 1 - 5 482 - II - 5 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音地 1 - 21 482 - II - 6 (1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	音地 1 - 21 482 - II - 6 (1)	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中間 3 - 5 482 - II - 6 (2)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中間 3 - 5 482 - II - 6 (2)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒川 2 - 3 482 - II - 8 (1)	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒川 2 - 3 482 - II - 8 (1)	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大内 5 - 2 482 - II - 8 (2)	宇和島市三間町大内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大内 5 - 2 482 - II - 8 (2)	宇和島市三間町大内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒川 2 - 4 482 - II - 9 (1)	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒川 2 - 4 482 - II - 9 (1)	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒川 2 - 10 482 - II - 10 (1)	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒川 2 - 10 482 - II - 10 (1)	宇和島市三間町黒川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田川 7 - 10 482 - II - 10 (2)	宇和島市三間町田川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	田川 7 - 10 482 - II - 10 (2)	宇和島市三間町田川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川之内 6 482 - II - 11 (2)	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川之内 6 482 - II - 11 (2)	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中間 3 - 1 482 - II - 12 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中間 3 - 1 482 - II - 12 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸雁 4 482 - II - 13 (2)	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	戸雁 4 482 - II - 13 (2)	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中間 3 - 4 482 - II - 15 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中間 3 - 4 482 - II - 15 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中間 3 - 10 482 - II - 16 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中間 3 - 10 482 - II - 16 (1)	宇和島市三間町三間中間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

元宗16 - 1 482 - II - 77 (1)	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	元宗16 - 1 482 - II - 77 (1)	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
元宗16 - 2 482 - II - 78 (1)	宇和島 市三間 町元宗 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	元宗16 - 2 482 - II - 78 (1)	宇和島 市三間 町元宗 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
北増穂 17 - 1 482 - II - 79 (1)	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	北増穂 17 - 1 482 - II - 79 (1)	宇和島 市三間 町北増 穂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
則18 - 4 482 - II - 83 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	則18 - 4 482 - II - 83 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
則18 - 6 482 - II - 85 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	則18 - 6 482 - II - 85 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小沢川 19 - 2 482 - II - 87 (1)	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小沢川 19 - 2 482 - II - 87 (1)	宇和島 市三間 町小沢 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大藤20 - 1 482 - II - 88 (1)	宇和島 市三間 町大藤 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大藤20 - 1 482 - II - 88 (1)	宇和島 市三間 町大藤 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大藤20 - 4 482 - II - 90 (1)	宇和島 市三間 町大藤 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大藤20 - 4 482 - II - 90 (1)	宇和島 市三間 町大藤 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大藤20 - 5 482 - II - 91 (1)	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大藤20 - 5 482 - II - 91 (1)	宇和島 市三間 町黒井 地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
則18 - 7 482 - II - 93 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	則18 - 7 482 - II - 93 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
曾根14 - 23 482 - II - 94 (1)	宇和島 市三間 町曾根 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	曾根14 - 23 482 - II - 94 (1)	宇和島 市三間 町曾根 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
則18 - 8 482 - II - 96 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	則18 - 8 482 - II - 96 (1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
音地1 - 22 482 - II - 98 (1)	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	音地1 - 22 482 - II - 98 (1)	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
是能15 - 9 C 482 - II - 99 (1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	是能15 - 9 C 482 - II - 99 (1)	宇和島 市三間 町是能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中間3 - 11 482 - II - 10 1(1)	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中間3 - 11 482 - II - 10 1(1)	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中間3 - 12 482 - II - 10 2(1)	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中間3 - 12 482 - II - 10 2(1)	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
黒川2 - 12 482 - II - 10 3(1)	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	黒川2 - 12 482 - II - 10 3(1)	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
則18 - 9 482 - II - 10 4(1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	則18 - 9 482 - II - 10 4(1)	宇和島 市三間 町則 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
下本村 川 203 - 1088 - 1	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	下本村 川 203 - 1088 - 1	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下本村 川 203 - 1088 - 2	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	下本村 川 203 - 1088 - 2	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本村川 203 - 1089	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	本村川 203 - 1089	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西本村 川 203 - 1090 - 1	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	西本村 川 203 - 1090 - 1	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西本村 川 203 - 1090 - 2	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	西本村 川 203 - 1090 - 2	宇和島 市本川 内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
前保手 川 203 - 1140	宇和島 市保手 三丁目 (次の 図のと おり)	土石流	前保手 川 203 - 1140	宇和島 市保手 三丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東保手 川 203 - 1141	宇和島 市保手 三丁目 (次の 図のと おり)	土石流	東保手 川 203 - 1141	宇和島 市保手 三丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寿川 203 - 1142	宇和島 市坂下 津 (次の 図のと おり)	土石流	寿川 203 - 1142	宇和島 市坂下 津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大池川 203 - 1208 - 1	宇和島 市下波 (次の 図のと おり)	土石流	大池川 203 - 1208 - 1	宇和島 市下波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大池川 203 - 1208 - 2	宇和島 市下波 (次の 図のと おり)	土石流	大池川 203 - 1208 - 2	宇和島 市下波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西柿之 浦川 203 - 1211	宇和島 市下波 (次の 図のと おり)	土石流	西柿之 浦川 203 - 1211	宇和島 市下波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

上柿之浦川 203 - 1213	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	上柿之浦川 203 - 1213	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	守屋川 482 - 1404	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	守屋川 482 - 1404	宇和島市三間町音地 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
繁浦川 203 - 1215	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	繁浦川 203 - 1215	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南車地川 482 - 2097	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	南車地川 482 - 2097	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東川 203 - 1216	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	東川 203 - 1216	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	是能川 482 - 2104	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	是能川 482 - 2104	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東浦川 203 - 1217	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	東浦川 203 - 1217	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中能川 482 - 2105	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	中能川 482 - 2105	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
結出東川 203 - 1221	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	結出東川 203 - 1221	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西長田川 482 - 2107	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	西長田川 482 - 2107	宇和島市三間町是能 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神明南川 203 - 1222 - 1	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	神明南川 203 - 1222 - 1	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下西谷川 482 - 2109	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	下西谷川 482 - 2109	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神明南川 203 - 1222 - 2	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	神明南川 203 - 1222 - 2	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上西谷川 482 - 2116	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	土石流	上西谷川 482 - 2116	宇和島市三間町戸雁 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神出川 203 - 1223	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	神出川 203 - 1223	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	登尾川 482 - 2117	宇和島市三間町北増穂 (次の図のとおり)	土石流	登尾川 482 - 2117	宇和島市三間町北増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
内西川 203 - 1225	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	内西川 203 - 1225	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東ノゾイ川 482 - 2120	宇和島市三間町北増穂 (次の図のとおり)	土石流	東ノゾイ川 482 - 2120	宇和島市三間町北増穂 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小島津川 203 - 1227	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	小島津川 203 - 1227	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中川之内川 482 - 2122	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	中川之内川 482 - 2122	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
島津川 203 - 1228	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	島津川 203 - 1228	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	川之内川 482 - 2123	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	川之内川 482 - 2123	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
狩津川 203 - 1229	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	狩津川 203 - 1229	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南亥の子前川 482 - 2124	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	南亥の子前川 482 - 2124	宇和島市三間町川之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
狩津西川 203 - 1230	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	狩津西川 203 - 1230	宇和島市下波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	金銅川 482 - 2126	宇和島市三間町田川 (次の図のとおり)	土石流	金銅川 482 - 2126	宇和島市三間町田川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古畑川 482 - 1372	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	古畑川 482 - 1372	宇和島市三間町則 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	下南金銅川 482 - 2128	宇和島市三間町金銅 (次の図のとおり)	土石流	下南金銅川 482 - 2128	宇和島市三間町金銅 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒谷川 482 - 1400	宇和島市三間町古藤田 (次の図のとおり)	土石流	荒谷川 482 - 1400	宇和島市三間町古藤田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり							
下御滝川 482 - 1403	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	下御滝川 482 - 1403	宇和島市三間町中間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり							

石迫川 482 - 2129	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	石迫川 482 - 2129	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西恵美 坂川 482 - 2130	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	西恵美 坂川 482 - 2130	宇和島 市三間 町大内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西黒川 川 482 - 2132	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	西黒川 川 482 - 2132	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下家の 奥川 482 - 2133	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	下家の 奥川 482 - 2133	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北黒川 川 482 - 2135	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	北黒川 川 482 - 2135	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上黒川 川 482 - 2136	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	上黒川 川 482 - 2136	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下黒川 川 482 - 2137	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	下黒川 川 482 - 2137	宇和島 市三間 町黒川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南芥川 川 482 - 2138	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	南芥川 川 482 - 2138	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮ヶ谷 川 482 - 2141	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	宮ヶ谷 川 482 - 2141	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
穴ヶ滝 川 482 - 2142	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	穴ヶ滝 川 482 - 2142	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

北御所 の谷川 482 - 2145	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	北御所 の谷川 482 - 2145	宇和島 市三間 町音地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西駄場 川 482 - 2149	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	土石流	西駄場 川 482 - 2149	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
駄場川 川 482 - 2150	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	土石流	駄場川 川 482 - 2150	宇和島 市三間 町中間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第228号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画市場の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第229号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第230号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成30年 3月13日

愛媛県東予地方局長 高塚 真 志

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851300198	有限会社エム・ジェイ・エム	愛媛県四国中央市土居町津根1696番地1	石川 淳子	放課後等デイサービス	ひらり三島ルーム	愛媛県四国中央市中曾根町字出口1894番地4	平成29年 11月1日
3851300180	株式会社LINK	東京都豊島区要町二丁目9番12号 要町ホワイトビル1階A号	岡田 明久	放課後等デイサービス	ファーストステップ四国中央教室	愛媛県四国中央市三島中央四丁目9番17号 アロエビル2階	平成29年 11月1日
3850200266	特定非営利活動法人続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山崎 昭人	放課後等デイサービス	らんらんランプ	愛媛県今治市東門町5丁目13番1号	平成30年 3月1日

○愛媛県告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成30年 3月13日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

Table with 7 columns: 事業者番号, 指定障害福祉サービス事業者 (氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), 指定障害福祉サービスの種類, 指定障害福祉サービス事業所 (名称, 所在地), 指 定 日 (年月日). Rows include 3810600449, 3810600738, 3810600738, 3810600738, 3810600720.

○愛媛県告示第232号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月13日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751番地
代表取締役社長 宮本 佳幸
2 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8番地6
3 特定施設に関する事項
(1) D - 22 (酸スクラバー)

Table with 2 columns: 特定施設の種類の概要, 内容. Rows include 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第63号ホ 塵ガス洗浄施設, 1分間当たり490ノルマル立方メートル処理, 許可後直ちに, 着手後5ヶ月, 完成後直ちに, 連続, 24時間, なし, 水素イオン濃度(水素指数) 通常 8~10, 最大 8~10.

Table with 2 columns: 汚水等の汚染状態の値, 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム), 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム), 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム), リン含有量(単位 1リットルにつきミリグラム), 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル). Values include 通常 10.0, 最大 10.0, 通常 1以下, 最大 1以下, 通常 1以下, 最大 1以下, 通常 5, 最大 5.

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) D - 23 (No.1 屋外除害設備)

Table with 2 columns: 特定施設の種類の概要, 内容. Rows include 政令別表第1第63号ホ 塵ガス洗浄施設, 1分間当たり160ノルマル立方メートル処理, 許可後直ちに, 着手後5ヶ月, 完成後直ちに, 連続, 24時間, なし, 水素イオン濃度(水素指数) 通常 8~10, 最大 8~10.

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 53.5 最大 53.5

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) D-24 (No.2 屋外除害設備)

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり160ノルマル立方メートル 処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後5ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 53.5 最大 53.5

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽 縦 2.1メートル 横 2.9メートル 高さ 3.5メートル 沈殿槽 縦 9.5メートル 横 9.5メートル 高さ 3.5メートル 凝集槽 直径 2メートル 高さ 2.8メートル 高速沈殿槽 直径 4メートル 高さ 1.8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 5 最大 8	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製		

処理施設の主要寸法	一次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル × 2基 二次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル × 2基		
処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780
----------------------------	----------------------	----------------------

備考 汚水等は、No.1排水口から公共水域へ排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 40
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 6.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2771番5から 同町笠方3072番3まで	平成30年 3月13日

○愛媛県告示第234号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	形成外科、皮膚科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宇都宮 亮	東温市志津川	平成30年 3月1日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	辻 井 智 明	東温市志津川	平成30年 3月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科、外 科	医療法人波止浜内科・外科	國 延 浩 史	今治市地堀5丁目2-1	平成30年 3月1日

心 臓 機 能 障 害	循環器内科	愛媛県立新居浜病院	藤 本 香 織	新居浜市本郷三丁目1 - 1	平成 30年3月1日
-------------	-------	-----------	---------	----------------	---------------

○愛媛県告示第235号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成30年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
垣 生 恭 佑	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788 - 1	平成30年 1月1日
松 本 有 司	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町4 - 5 - 5	医療法人滴水会吉野病院	今治市末広町1 - 5 - 5	平成30年 1月1日

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年 3月13日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入 札 公 告 日
感染性廃棄物処理業務委託（処分） 約4,900,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成30年 2月27日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番 地 1	9,504円 （1リットル）	一般競争入札	平成30年 1月12日